

「日中植林・植樹国際連帯事業」によって実施する中国を除く国・地域を対象とする  
交流事業の実施団体候補選定に関する企画競争に準じた手続の実施（採点表）

別添 5

（企画書No. ）

|                          |  |     |    |   |
|--------------------------|--|-----|----|---|
| 採点者所属：                   |  | 〇〇社 | 合計 | 点 |
| 採点者氏名：                   |  |     |    |   |
| ※審査員は採点基準に定める点数にて評価すること。 |  |     |    |   |

| 審査項目                               | 詳細                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 非常に<br>優れている | 優れている | 問題はない<br>（中位点） | やや問題が<br>ある | 問題がある | 採用できない |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|----------------|-------------|-------|--------|
| 1. 事業の企画妥当性に関する指標（49点）             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 100%         | 80%   | 60%            | 40%         | 20%   | 0%     |
| (1) 全体日程案の妥当性（19点）                 | ・参加者の環境・防災に関する意識啓発を図るとともに、両国の繋がりがりや課題に対する知見を深める内容、訪問先となっているか。<br>・植樹活動の実現可能性が確保されているか。<br>・様々な中身のプログラムが実施が可能であり、関係者等との交流や意見交換の機会が十分に確保されているか。<br>・日本人との交流や日本の正しい姿・魅力を体験し、我が国に対する持続的な関心を増進させるバランスの良い内容となっているか。                                                                       | 19           | 16    | 13             | 8           | 4     | 0      |
| (2) 全体事業計画の妥当性（10点）                | ・全体計画は環境・防災意識や対日理解を促進し、国際社会における対日イメージの向上や日本への持続的な関心の増進に寄与するプログラム内容となっており、ひいては外交基盤の拡充に繋がるものとなっているか。<br>・全体事業計画は、期間内に確実に執行できるように組まれているか。<br>・本事業の効果を定説的・定量的に測定・検証できる内容となっているか。<br>・プレスリリース等適切な対外発信が実施出来る計画となっているか。                                                                    | 10           | 8     | 6              | 4           | 2     | 0      |
| (3) フォローアップ業務の妥当性（20点）             | ・参加者へのアンケート調査の実施、参加者の対外発信情報等の収集が円滑に行われるものとなっているか。<br>・適切な名簿管理・情報更新等が出来るようになっているか。<br>・国内外での本事業の反応や報道数などの収集を行えるか。                                                                                                                                                                    | 20           | 16    | 12             | 8           | 4     | 0      |
| 2. 円滑な運営に関する指標（46点）                |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 100%         | 80%   | 60%            | 40%         | 20%   | 0%     |
| (4) 組織の運営・実施体制（14点）                | ・人員を含め事業の実施に必要な体制は確保されているか。<br>・年度中、人員が他事業に携わり、連絡や本業務が滞ることがない体制となっているか。<br>・外務省、拠出先国際機関等、参加者、その他関係者と円滑に連絡・調整が行える体制となっているか。                                                                                                                                                          | 14           | 12    | 9              | 6           | 3     | 0      |
| (5) 事業実施の適格性（13点）                  | ・幅広い対象者、混成またはテーマ性のある案件等に柔軟に対応し、総合的に業務を遂行することができるか。<br>・専門性、英語力または多言語を含めた企画の履行能力が十分であるか。<br>・本事業を正確に理解し、説明書に記載の内容と相違ない企画書を提出しているか。<br>・提出資料に不備がないか。<br>・過去の類似事業実績は本事業に活用出来るものであるか。                                                                                                   | 13           | 11    | 8              | 5           | 2     | 0      |
| (6) 事業報告書作成及び作業スケジュールの妥当性・効率性（14点） | ・無理のない実現可能な作業スケジュールとなっているか、無理なく効率的に日程が組まれているか。<br>・事業報告書の作成は、実施内容及びフォローアップ集計のみでなく、調査・分析がなされ、プログラム改善に役立つ内容となっているか。                                                                                                                                                                   | 14           | 12    | 9              | 6           | 3     | 0      |
| (7) 危機管理能力（5点）                     | ・不測の事態が発生した際、速やかに的確に対処する体制は確保されているか。<br>・事前に、被害を最小限にするための取り組みがなされているか。                                                                                                                                                                                                              | 5            | 4     | 3              | 2           | 1     | 0      |
| 3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（5点）      |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 100%         | 80%   | 60%            | 40%         | 20%   | 0%     |
| (8) ワーク・ライフ・バランスの推進（5点）            | 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び若者雇用促進法に基づく認定等を取得しているか。（次のうち最も高い配点の認定について加点する。複数認定を有していても、重複の加点は行わない。）<br>＜女性活躍推進法に基づく認定＞<br>1段階目：2点、2段階目：3点、3段階目：4点、プラチナえるぼし：5点、行動計画：1点<br>＜次世代法に基づく認定＞<br>トライくるみん：3点、くるみん（平成29年3月31日までの基準）：2点、くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）：3点、くるみん（令和4年4月1日以降の基準）：3点、プラチナ | 5            | 4     | 3              | 2           | 1     | 0      |

☆各評価項目につき該当する評価点数を○で囲み、各項目の点数を合計して総計を出すこと。  
☆評価は合計6名、各100点満点で行い、合計基準点を400点の60%である240点とする。  
合計基準点に達し、且つ、第1位の者と僅差（第1位の得点の5%以内）の者がある場合には、見積額の最も低い者を第1候補として推薦する。